

○不破消防組合火災調査規程

平成29年3月3日 訓令甲第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 用語の定義等(第4条—第12条)
- 第3章 調査体制(第13条—第15条)
- 第4章 調査の原則(第16条—第24条)
- 第5章 調査業務の執行(第25条—第36条)
- 第6章 調査結果の報告(第37条—第40条)
- 第7章 雑則(第41条—第44条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第7章の規定に基づく火災の調査(以下「調査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 本調査は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにして火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の区分)

第3条 調査は、火災原因調査及び火災損害調査に区分する。

2 火災原因調査は、次の各号に掲げる事項を究明するために行うものとする。

- (1) 出火前の状況
- (2) 出火原因 出火箇所並びに発火源、経過及び着火物
- (3) 延焼拡大の状況 建物火災の延焼経路、延焼拡大要因等
- (4) 初期消火等の状況 火災の発見、初期消火及び通報の状況
- (5) 避難の状況 火災現場における避難者、要救助者の行動及び救出救助の状況
- (6) 消防用設備等、住宅防火対策の状況 消防用設備等の設置、活用及び対策の状況
- (7) 死傷者の状況 死傷者発生状況
- (8) その他必要な事項

3 火災損害調査は、次の各号に掲げる事項を明らかにするために行うものとする。

- (1) 焼き損害
- (2) 消火損害
- (3) 爆発損害
- (4) 火災による死傷者

第2章 用語の定義等

(用語の定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災 人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であつて、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。
- (2) 爆発現象 化学的变化による燃焼の一形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴、火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。
- (3) 関係者等 法第2条第4項に定める関係者並びに火災の発見者、通報者、初期消火者及びその他調査の参考となる情報を提供しうる者をいう。
- (4) 建物 土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設をいう。
- (5) 建物の収容物 柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物のほか、バルコニー、ベランダ等に置かれた物をいう。
- (6) 車両 原動機を用いて陸上を移動することを目的として製作された用具であつて自動車、汽車、電車及び原動機付自転車をいう。
- (7) 被けん引車 車両によってけん引される目的で造られた車及び車両によってけん引されているリヤカーその他の軽車両をいう。
- (8) 船舶 独行機能を有する帆船、汽船及び端船並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。
- (9) 航空機 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に定めるものをいう。
- (10) 森林 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に定めるものをいう。
- (11) 原野 自然に雑草、かん木類が生育している土地で人が利用しないものをいう。
- (12) 牧野 主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地(耕地の目的に供される土地を除く。)をいう。
- (13) 出火箇所 火災の発生した場所をいう。
- (14) 発火源 出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。
- (15) 経過 出火に関係した現象、状態又は行為をいう。
- (16) 着火物 発火源によって最初に着火したものをいう。

(火災件数)

第5条 1件の火災とは、一つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。

2 管轄区域内において発生した火災は、その程度のいかんにかかわらず、すべて火災件数

として取り扱う。

3 飛火による火災が現場から消防隊が引き揚げた後に発生したときは、別件の火災とする。

(火災の種別)

第6条 火災の種別は、次の6種とし、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

(2) 車両火災 車両及び被けん引車又はそれらの積載物が焼損した火災をいう。

(3) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(4) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災 前各号に掲げる火災以外の火災をいう。

2 前各号の火災が複合する場合の火災の種別は、焼き損害の大なるものによる。ただし、その態様により焼き損害額の大なるものの種別によることが社会通念上適当でない認められるときは、この限りでない。

3 前項の焼き損害額が同額又は算出されない場合は、火元の火災の種別による。

4 爆発損害のみの火災の種別は、前3項に準ずるものとする。

(火災損害の区分)

第7条 火災の損害は次の3種とし、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 焼き損害 火災によって焼けた物、熱によって炭化、熔融又は破損した物等の損害をいう。

(2) 爆発損害 爆発現象により受けた破損等の損害をいう。

(3) その他の損害 消火のために受けた水損、破損、汚損等の損害並びに煙及び物品の搬出による損害をいう。

(焼損の程度)

第8条 建物の焼損程度は、1棟ごとに次の4種に区分し、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 全焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

(2) 半焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。

(3) 部分焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント未満のものでぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼや 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損

したものをいう。

2 車両、船舶及び航空機の焼損程度は、前各号に準ずるものとする。

(焼損床面積等の算定)

第9条 建物の焼損面積は、焼損床面積及び焼損表面積に区分して算定するものとする。

2 水損、破損及び汚損の場合は、前項に準ずるものとする。

(り災程度)

第10条 1 世帯ごとに次の3種に区分し、その内容は次の各号に掲げるところによる。なお、世帯は別に定めるところにより算定する。

(1) 全損 建物(収容物を含む。以下半損、小損において同じ。)の火災損害額が災前の建物の評価額の70パーセント以上のものをいう。

(2) 半損 建物の火災損害額が災前の建物の評価額の20パーセント以上で全損に該当しないものをいう。

(3) 小損 建物の火災損害額が災前の建物の評価額の20パーセント未満のものをいう。

(損害額の算定基準)

第11条 損害額の算定基準は、火災報告取扱要領の算定基準による。

(火災による死傷者)

第12条 火災による死傷者は、火災現場において火災に直接起因して、死亡又は負傷した者をいう。

2 火災により負傷した後48時間以内に死亡したものは、火災による死者とする。

3 負傷の程度は、次の3種に区分し、その基準は次の各号に掲げるところによる。

(1) 重症 傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするものをいう。

(2) 中等症 傷病の程度が重症又は軽症以外のものをいう。

(3) 軽症 傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。

第3章 調査体制

(調査責任)

第13条 消防署長(以下「署長」という。)は、管轄区域内の調査責任を有する。

(1) 予防課長は署長を補佐し、調査の実務を統括する。

(体制の確立)

第14条 署長は、調査に必要な人員及び調査用器材を整備し調査体制を確立しておかなければならない。

(調査の実施)

第15条 署長は、管轄区域内に火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。

2 署長は、調査員を指定して調査に従事させるものとする。

(1) 調査員は予防課並びに管轄区域内の予防係長及び危険物係長(以下「係長」という。)とす
る。

(2) 係長は必要があるときは調査員以外の消防吏員を調査に従事させることができる。

3 署長は、必要があるときは管轄区域外の調査員を調査に従事させるものとする。

第4章 調査の原則

(調査の基本)

第16条 調査は、物的証拠を主体とし、関係者等の供述に基づいて検討を加え、科学的方法による合理的な事実の解明を図らなければならない。

(調査員等の心得)

第17条 調査員等は、火災現象、関係法令等調査に必要な知識の習得及び調査技術の向上に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 調査員等は、調査員相互の連絡を図り、調査業務の進行が円滑になるように努めること。

(2) 調査員等は、調査に際し関係者の民事的紛争に関与しないように努めるとともに、個人の自由権利を不当に侵害したり、調査上知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

(3) 調査員等は、関係ある場所へ立ち入るときは、原則として関係者の立会いを得ること。

(4) 警察機関、その他の関係機関とは密接な連絡をとり相互に協力して調査を進めること。

(質問)

第18条 調査員等は、関係者等に対して調査上必要な事項を質問し、火災状況の把握に努めなければならない。

(少年等に対する質問等)

第19条 少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に定める身体障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に定める精神障害者(以下「少年等」という。)の関係する火災で、前条に定める質問を行う場合には、立会人をおいて行うものとする。ただし、立会人をおくことで真実の供述が得られないと判断されるときは、この限りでない。

2 前項の質問を行うにあたっては、少年等の心情を考慮し、十分な理解をもってあたらないてはならない。

3 少年等は現場見分の立会人としてはならない。ただし、年齢、心情及びその他諸般の事情により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(死者が生じている場合の取扱い)

第20条 署長は、火災現場において死者を発見した場合は、所轄警察署長に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(安全管理)

第21条 署長は、調査現場等の特性に応じた安全管理に努めるものとする。

(調査結果の管理)

第22条 署長は、調査結果の適切な管理に配慮するものとする。

(調査結果の活用)

第23条 署長は、調査結果を管内の情勢に合わせて分析及び検討して、消防行政に反映できるよう努めなければならない。

(類似火災への対応)

第24条 署長は、調査結果から製造物の欠陥による類似火災の発生が予測されるなど必要と認めるときは、当該火災に係る資料収集及び分析に努めなければならない。

第5章 調査業務の執行

(火災出場時の状況把握)

第25条 火災出場隊員は、消防活動を通じて火煙の色、臭い、燃焼音、延焼経路その他関係者の言動等火災の状況の見分に努め、消防活動上緊急な状況は現場指揮者に通報するとともに、調査上有益な見分は調査員に通報しなければならない。

2 調査員は、出場途上及び現場において関係者等への質問及び現場の状況から発見、通報、初期消火、火気管理、避難、死傷者、消防対象物のり災状況並びに消防用設備等の使用、作動状況等を把握し、事後の調査に活用させるよう配慮しなければならない。

3 前項における現場質問は、迅速的確に行うものとする。

(消防活動中の現場保存)

第26条 火災出場隊員は、消防活動をするにあたって、事後の調査の支障とならないよう現場の保存に努めなければならない。

(調査現場の指揮)

第27条 署長は、調査の指揮者として現場見分、写真撮影、図面作成等の各担当者を指定し、組織的に調査の進行を図るものとする。

2 調査の指揮者は、関係者等への質問を行うにあたっては、重複を避け効率的な調査を行わなければならない。

(現場立会人)

第28条 現場の調査は、関係者等を現場立会人として実施しなければならない。ただし、特別な事情により関係者が不在でやむを得ない場合は、警察官又は関係者の近親者その他適当な者を立会人とすることができる。

2 現場立会人は、見分しようとする場所又は物件に直接関係する者を優先しなければならない。

- 3 調査現場において調査のため必要がある場合は、関係者の了解を得て、当該火災に関する物件(以下「物件等」という。)の製造者等を立会人とすることができる。
- 4 前3項により現場の立会いを求めた場合は、安全管理、言動等に配慮をしなければならない。

(火災原因調査)

第29条 調査の指揮者は、調査員に第3条第2項に定める火災原因調査を実施させるものとする。

- 2 前項の調査は、人的行動のほか、建築物、工作物及び建築設備並びに火気使用設備器具等の構造、機能、材質等に着目し、製造、施工及び保守管理の状況を調べるものとする。
- 3 火災現場及び見分の内容を明らかにするため、努めて写真による記録を行うものとする。

(発掘)

第30条 出火原因の調査は、実況見分状況及び火災出場時の見分状況並びに関係者等の供述を総合的に判断して、出火範囲を限定し、現場の発掘(以下「発掘」という。)を行うものとする。

- 2 発掘は、出火範囲として限定した区域を周囲から出火箇所付近へ順次実施するものとする。
- 3 見分に伴う発掘に際しては、立会人の供述に基づく物品配置等に留意し、物件等の現状確保に配慮しなければならない。
- 4 前項の発掘は、原状を復元する観点に立って行うものとする。

(出火原因等の検討)

第31条 前条に定める発掘の結果、出火箇所が判定された段階において出火原因の検討を行うものとする。

- 2 前項の検討は、発掘された物件等の鑑識結果及び出火箇所付近の焼損状況並びに延焼経路を参考として行わなければならない。

(火災原因の判定)

第32条 火災原因の判定は、火災の実況見分、質問その他関係資料等を総合的に検討し、判定するものとし、物的調査、人的調査による資料により裏付けるものとする。

(火災損害調査)

第33条 調査の指揮者は、調査員に第3条第3項に定める火災損害調査を実施させるとともに、そのり災物件を詳細に調査し、損害の把握に努めなければならない。

- 2 前項の調査のため必要と認める場合は、関係者等に対し次の各号に掲げるり災申告書用紙により申告を求めるものとする。

(1) 不動産り災申告書(様式第1号)

(2) 動産り災申告書(様式第2号)

- 3 関係者等からのり災申告書は、これを審査して受理するものとする。審査の結果、現場

における消防対象物のり災状況調査の内容と当該り災申告内容が著しく異なる場合は、質問等によりその矛盾を明らかにし、訂正を求めた後、受理するものとする。

4 関係者等からり災証明申請書(様式第3号)があった場合は、火災損害調査の結果及び前項のり災申告書の内容に基づき、り災証明書(様式第4号)を交付することができる。

(資料の任意提出及び報告)

第34条 署長は、現場において焼損物件等の分解や見分が困難な場合は、関係者の了解を得て物件等を提出及び報告をさせるものとする。

2 前項の提出させた物件等については、資料提出承諾・受領書(様式第5号)により処理するものとする。

3 提出及び報告された物件等の調査が終了したときは、努めて物件等を返却するものとする。

(資料提出命令)

第35条 署長は、前条の規定によって物件等の確保が困難と思われる場合は、法第34条の規定に基づき、関係者等に対し、資料提出命令書(様式第6号)による物件等の提出及び報告を命じることができる。

2 前項により物件等の提出があった場合は、提出者に対し資料保管書(様式第7号)を交付し、所有権を明確にしておかなければならない。

3 前項に基づく物件等には保管票(様式第8号)を付し、これを保管しておかなければならない。

4 物件等を返還する場合には、資料保管書と引換えに行うものとする。

(鑑定等の依頼)

第36条 署長は、調査に必要があるときは、公的機関及び関係機関に鑑定を依頼することができる。

第6章 調査結果の報告

(火災の速報)

第37条 調査員は、火災の状況についてその概況を消防長又は署長に速報しなければならない。

(火災調査報告書)

第38条 調査員は、調査の結果を火災調査報告書(様式第9号)に次に掲げる書類、資料及び図面を添付して、署長に報告しなければならない。又、署長は火災調査報告書に不備がないことを確認し、直ちに消防長に報告するものとする。

また、火災種別及びその損害程度により必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 火災原因判定書(様式第10号)

(2) 火災出動時における見分調書(様式第11号)

- (3) 実況見分調書(様式第12号)
- (4) 質問調書(様式第13号)
- (5) 鑑識見分調書(様式第14号)
- (6) 火災原因の立証のために必要な資料
 - ア 鑑定書
 - イ 調査員による実験結果報告書
- (7) 損害調査にかかわる調書等
 - ア 不動産り災申告書
 - イ 動産り災申告書
 - ウ 死傷者調査書(様式第15号及び第15号の2)
- (8) その他原因の判定又は損害額の決定の根拠となった資料

2 火災調査報告書には、調査の内容を明らかにするため、必要な写真及び図面(付近見取図、配置図、平面図、復元図、消防活動見取図等)を添付するものとする。

(調査書類の保存管理)

第39条 調査書類は、不破消防組合文書目録に基づき、保存管理するものとする。

(調査書類の開示請求に対する取扱い)

第40条 調査書類の開示請求については、火災原因等調査書類の開示に際しての取扱指針(平成7年消防予第144号消防庁予防課長通達)に基づいて取り扱うものとする。

第7章 雑則

(照会の対応)

第41条 裁判所、捜査機関等から調査結果の内容について照会があった場合は、調査書類の抄本を送付し、又は内容について回答することができる。

(照会対応の原則)

第42条 前条の照会対応は、個人の名誉及びプライバシーを尊重するとともに、その他消防行政に及ぼす影響に細心の注意を払い、その対応については本部内で協議の上、対応するものとする。

(証人、参考人としての出廷等)

第43条 調査員等は、自己の担当した調査に関して捜査機関から参考人として出頭を要請され、又は裁判所から証人等として呼出し若しくは召喚を受けた場合は、消防長にその事案概要を報告しなければならない。

2 前項により出頭した結果についても同様とする。

(補則)

第44条 この訓令の必要な事項は消防長が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 不破消防組合火災調査規程（昭和49年4月1日訓令甲1号）は、廃止する。


火災番号	—
------	---

不 動 産 り 災 申 告 書					
不破消防組合 () 消防署長 殿		提出年月日 年 月 日			
		住 所 申告者 職 業 氏名・年齢		(才) ㊞	
り災物件と申告者との関係		所有者・管理者・占有者・その他()			
り災日時		年 月 日 時 分頃			
り災物件の所在地		番地			
建物のり災状況					
り災の別	り災箇所	り災面積 (㎡)	損害時価見積額 (円)		
焼損					
水損・汚損・破損					
爆発					
建物以外のり災状況					
種 別	り災の別	数 量	経過年数	損害時価見積額	備 考
へいの類					
庭木の類					
り災前の建物詳細					
建物用途	建築年月	構造	屋根	外壁	階数
建築面積 (㎡)		建築時単価 (円)		建築時価格 (円)	
建築後の経過					
修 繕	年 月	修繕した箇所			要した金額
増改築	年 月	増改築の概要			要した金額
保 険	被保険物件	契約会社名	契約年月日	契約金額	摘 要

- 備考
- 1 り災別欄には、焼損、水損、汚損、破損、爆発の別を記入して下さい。
 - 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出するようにして下さい。
 - 3 この申告書を提出しない場合は、り災証明書を発行しない場合があります。

年 月 日	
不破消防組合 () 消防署長 殿	
申請者 住 所 電 話 氏 名	
⑩	
り 災 証 明 申 請 書	
使用目的 又は提出先	
必要枚数	枚
申請人とり災 対象物との関係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他 ()
り 災 日 時	年 月 日 時 分頃
り 災 物 件 の 所 在 地	
※ 受 付 欄	※ 備 考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 代理人の場合には、委任状を添えて申請すること。
 - 3 ※印の欄には、記入しないこと。

殿 り 災 証 明 書	
申請人とり災 対象物との関	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他 ()
り 災 日 時	年 月 日 時 分頃
り 災 物 件 の 所 在	
証 明 内 容	
第 号	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
不破消防組合 消防署長	
	

年 月 日

資料提出承諾書

不破消防組合
（ ）消防署長 殿

住 所
氏 名 印

火災調査のため下記資料(物件)を提出します。なお、用済みの後に
〔返却して〕
〔処分して〕 ください。

記

返 却	年 月 日	
	受 領 者	印

-----切り取り線-----

受 領 書

殿

火災調査のため資料(物件)を受領しました。

年 月 日

不破消防組合
消防署長 印

なお、用済みの後は〔返 却〕
〔処 分〕 します。

物件については、火災調査のために分解することがあります。

問い合わせ先	消防署 電 話	係（担当者 ）
--------	------------	------------

第 号

住 所
氏 名

資 料 提 出 命 令 書

年 月 日 時 分頃 　　で

発生した火災について、火災調査のため必要があるので消防法第34条第1項により、
下記物件の提出を命ずる。

年 月 日

不破消防組合
消防署長



記

年 月 日	
殿	
不破消防組合 消防署長 印	
資料保管書	
出	日 時
年 月 日 時 分頃	
火	場 所
記	
<p style="text-align: center;">上記の資料を火災調査のため保管したので本書を交付します。物件については、</p> <p style="text-align: center;">火災調査のため分解することがあります。目的終了後 〔 返 却 処 分 〕 します。</p>	
備 考	処分承諾者 ⑩
	返 年月日
	却 受領者 ⑩

保 管 票

火災番号		
年 月 日		
第 号		
提 出 者	住 所	電 話
	氏 名	
返還の要否		要 ・ 否
所 属 取扱責任者		

(表)

火災調査報告書

火災番号		火災種別				出火場所																					
—		火災																									
出火日時		月 日 時 分頃																									
覚知日時		月 日 時 分				業態		用途																			
指令日時		月 日 時 分				事業所(職業)																					
鎮圧日時		月 日 時 分																									
鎮火日時		月 日 時 分																									
覚知方法						氏名																					
初期消火器具						放水したポンプ	署		台																		
用途地域						台数	団		台																		
防火地域						主として使用	署																				
市街地等						した水利	団																				
危険物等						出動延人員		署	人																		
距離(100m)								団	人																		
防火対象物等の区分		()		出火箇所		()																					
出火原因		発火源()		経過()		着火物()																					
気象 状況	天気	風向	風速	気温	湿度	積雪	火災警報																				
火元建築物災前の状況																											
工事の状況		建築面積		延べ面積																							
構造			防火管理者		消防計画																						
			避難誘導		消防訓練																						
階数	地上	階	共同防火管		適マーク																						
	地下	階	防災物品																								
消防用設備等の設置状況・住宅防火対策																											
消防設備等	消火器具	屋内消火栓設備	水噴霧等設備	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報器具・設備	避難器具	誘導灯・誘導標識	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント	無線通信補助設備	住宅防火対策	住宅用消火器	住宅用スプリンクラー	簡易消火具	住宅用自動消火装置	住宅用火災警報器	住宅用自火報設備	衣服類	寝具類	カーテン・布製ブラインド	じゅうたん等

建物損害状況	種別		全焼	半焼	部分	ぼや	焼損床面積	焼損表面積	建物損害額	収容物損害額	
	火元	世帯									
		棟					m ²	m ²	千円	千円	
	延焼	世帯									
		棟					m ²	m ²	千円	千円	
計	世帯										
	棟					m ²	m ²	千円	千円		
区分		死者	負傷者	30日死者	重傷	中等症	軽傷	り災世帯数	り災別	世帯数	人員
消防吏員									全損		
消防団員									半損		
応急消火義務者									小損		
消防協力者									計		
その他の者	自損							保 険	契約会社名	契約金額	
	その他										
計											
建物以外損害状況	林野の損害状況					車両等の損害状況					
	損害額		焼損面積			損害額		焼損数			
	千円		a			千円					
	その他の損害状況					爆発の損害状況					
	損害額		焼損面積			損害額		損害棟数	車両等数		
	千円		m ²			千円		棟			
通報者	住所					住所					
	電話()					電話()					
	氏名					氏名					
年 月 日生(歳)					死者・負傷者	年 月 日生(歳)		負傷者の避難方法		受傷原因	
備考											

火災番号

—

火災原因判定書

表記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

⑩

出火場所

出火日時

年 月 日 時 分頃

火災番号

—

火災出場時における見分調書

表記の火災について、
のとおり見分した。

として出場し下記

年 月 日

所 属
階級・氏名

⑩

出 火 場 所

出 火 日 時

年 月 日 時 分頃

火災番号	—
------	---

実況見分調書

表記の火災について関係者の承諾を得て、次のとおり現場を見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

⑩

見分日時	年	月	日	時	分	開始	時	分	終了
場所及び物件									
立会人									

火災番号	—
------	---

鑑 識 見 分 調 書

表記の火災について関係者の承諾を得て、次のとおり鑑識物件を見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

⑩

見 分 日 時	年 月 日	時 分開始	時 分 終了
場 所 及 び 物 件			
立 会 人			

火災番号	—
------	---

死 傷 者 調 査 書

表記の火災について調査した結果は、次のとおりである。

年 月 日

所 属

階級・氏名

⑩

死 傷 者 が 発 生 し た 建 物 の 状 況

建物用途	構 造	階 数	出火時 人数	死傷種別	避難行動	備 考
				1 火災 2 爆発火災	1 有 2 無	

死傷者の発生概要

死傷者番号		死傷別	死・傷（重・中・軽）	性 別	男 ・ 女
職業・氏名・年齢					
り災関係		所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他（ ）			

死傷するに至った経過及び死傷要因

(表)

様式15号の2 (第38条関係)

火災による死傷者調査表

出火場所							
火元建物責任者							
出火日時	年 月 日 時 分頃	火災種別	1 建物 5 航空機	2 林野 6 その他 ()	3 車両	4 船舶	
死傷者	1 消防吏員 2 消防団員 3 応急消火義務者 4 消防協力者 5 その他の者()	出火原因					
建物の状況	用 途	延 べ 面 積					
	構造及び階数	1 木造 2 防火造 3 準耐火 4 耐火 5 その他 () 地上 階 地下 階					
	出火階	地上 階 地下	焼 損 程 度 及 び 面 積	1 全焼 2 半焼 3 部分焼	m ²		
死傷者	住 所						
	職 業 ・ 氏 名 生年月日・性別						
傷病程度及び 傷 病 名			出火から死傷 までの時間				
出火時死傷者の いた階及び場所	地上・地下 階 屋内・屋外・車両・不明		死傷した階 及び場所	地上・地下 階 屋内・屋外・車両・不明			
傷 病 部 位	1 頭部 2 顔面 3 頸部 4 胸部 5 背部 6 腹部 7 腰部 8 上肢 9 下肢 10 上半身 11 下半身 12 全身 13 その他 ()						
傷 病 区 分	1 火傷 2 切創 3 打撲 4 擦過傷 5 捻挫 6 刺創 7 打撲創 8 骨折 9 一酸化炭素中毒 10 裂傷 11 咽頭炎 12 眼疾患 13 ショック 14 爆創 15 電撃創 16 その他 ()						
死傷者の身体 と 状 況	1 健康 2 身体障害者(肢体、目、耳、脳、知的) 3 老人 4 幼児 5 泥酔者 6 寝たきり 7 ひとり暮らし 8 その他()						

(裏)

	大分類 (出火時の状態)	中分類 (死傷時の状態)	小分類 (死傷に主な誘因)	細分類 (死傷に直接関係あるもの)		
死傷者の出た理由	1 起床中	1 消火作業	1 火災にあおられた	1 瓦		
	2 避難の途中	2 避難の途中	2 輻射熱により	2 ガラス		
	3 就寝中	3 救出の途中	3 倒壊物、落下物により	3 トタン		
	4 不明	4 不明	4 物品を取りに戻る	4 衝突したため	4 針金	
			5 一般作業中	5 転倒したため	5 火の粉	
			6 就寝中	6 飛び降りたため	6 熔融金属	
			7 その他	7 転落したため	7 爆風	
			8 煙を吸ったため	8 煙を吸ったため	8 炎	
			9 高電圧にふれたため	9 高電圧にふれたため	9 熱	
			10 高温物にふれたため	10 高温物にふれたため	10 煙	
			11 異物が目に入ったため	11 異物が目に入ったため	11 その他	
			12 熱源の飛散落下により	12 熱源の飛散落下により		
			13 破壊、除去中	13 破壊、除去中		
	14 自損行為	14 自損行為				
	15 施錠により	15 施錠により				
	16 その他	16 その他				
救出の有無	1 救出有 (1 消防吏員 2 その他の者) 2 救出無					
特記事項						